

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 平成29年6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
1	<p>(事業名・地区) 県営林道開設事業 北山線</p> <p>(事業位置) 松江市島根町</p> <p>(事業費) 1,040,000 千円</p> <p>(事業概要) 延長 L=6,549m 幅員 W=4.0m (事業主体の根拠) 森林法施行令第 2 条の 2 島根県県営林道実施要綱第 2 条</p> <p>(再評価区分) 事業採択後 5 年を経過している継続中の事業</p> <p>(担当部課名) 農林水産部森林整備課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度：平成15年度 工事着手年度：平成15年度 完了予定年度：平成31年度 経過年数： 15年</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 進捗率 : 91.1 %</p> <p>事業完了 : 平成31年度</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 利用区域内(518ha)の効率的な森林施業、林業労働環境・生産性の向上などを図るために、区域内の幹線道となる林道の必要性が高まり、また地元からも強い要望があり事業を導入した。</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) 森林の持つ国土保全、地球温暖化防止など公益的機能の発揮及び原木生産をすすめるために、森林整備及び持続的な森林経営を実現する必要がある。このために、利用区域内の路網の整備が必要で、その幹線道として林道の開設が求められている。</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 小規模林家の集約化や、森林総合研究所、林業公社などの分収造林地の効率的な森林管理・経営のために林道の早期整備を切望されている。 また、区域内にある各種公共通信施設等の災害時の緊急迂回路としても期待されている。</p>	<p>(費用対効果) b/c = 1.75</p> <p>(コスト削減・代替案等) ・補強土壁工の採用 ・小断面L型側溝の採用による単価及び掘削土量の低減</p> <p>(その他の効果) 利用区域に隣接する森林(間接的な利用区域)で伐採・生産された木材の運搬効率向上も図れる。</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 路線内には、希少猛禽類が存在するが、毎年環境調査を実施し、工事の実施時期に配慮している。 また、県産間伐材を防草対策に使用したり、根株等を種子吹付の基盤材に再利用するなどリサイクルへの取り組みを行い、自然環境への影響を極力抑えている。</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 路網が構築されないことで、森林所有者の林業所得の向上や、森林施業への意欲が低減し、森林の公益的機能の発揮、山村地域の活性化が阻害される。</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 森林の持つ国土保全、地球温暖化防止など公益的機能及び原木生産を維持増進し、地域産業の活性化と雇用創出を実現するために事業継続が必要である。</p>